

# 県営林立木公売公告

県営林立木の売払いをするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により一般競争入札を次のとおり執行する。

令和8年1月8日

埼玉県知事 大野元裕

## 1 入札に付する物件

別表（令和7年度県営林立木売払い一般競争入札）「物件一覧」のとおり

## 2 入札者心得書及び契約書案を示す場所

埼玉県寄居林業事務所、同農林部森づくり課、同川越農林振興センター、同秩父農林振興センター

## 3 入札及び開札の場所

埼玉県寄居林業事務所 2階 大会議室

大里郡寄居町寄居1587-1 電話048-581-0123

## 4 受付、入札及び開札の日時

令和8年2月9日（月曜日）

受付時間	入札時間（入札保証金納付時間を含む）	開札時間
13時30分から14時00分まで	14時00分から14時30分まで	即時開札

※1 受付時間内（13時30分から14時）に受付を済ませていないときは、入札に参加できない。

## 5 入札参加資格

- (1) 入札に参加できる者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に抵触しない者であること。
- (2) 本件入札の公告日から落札決定の期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

## 6 入札保証金

- (1) 入札者は、入札保証金納付時間中に、1件につき各自見積金額（消費税額等を含む総額）の100分の5以上の入札保証金を現金（小切手の場合は、入札地を支払地とする埼玉りそな銀行振出の小切手に限る。）をもって納付すること。ただし、令和5年4月1日以後に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し売買代金の納入が完了している入札参加者については免除することができる。
- (2) 入札保証金の免除を希望する場合は、6(1)の条件を満たす立木の売買に係る契約書の写し及び売買代金の納入を証明する書類の写しを、受付時に提出すること。
- (3) 入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金に充当する。
- (4) 落札者が契約を締結しないときは、地方自治法第234条第4項の規定により、入札保証金は

埼玉県に帰属する。

## 7 売買契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の通知による指定の日から5日以内に契約を締結すること。
- (2) 契約保証金は、売買代金の100分の10以上を県の発行する納付書兼領収書により契約の日までに納付すること。

## 8 売買代金の納入方法

売買代金	納入方法	第1回		第2回		第3回	
		割合	納入期限	割合	納入期限	割合	納入期限
1,000万円未満	全 納	100%	納入通知書 発行の日か ら15日以内				
1,000万円以上 2,000万円未満	分納(2回)	50%以上	上記に同じ	残金全部	納入通知書 発行の日か ら15日以内		
2,000万円以上	分納(3回)	40%以上	上記に同じ	残金の 50%以上	上記に同じ	残金全部	納入通知書 発行の日か ら15日以内

## 9 売買物件の引渡し及び搬出期間

- (1) 売買代金を全納する場合の売買物件の引渡しは、売買代金を完納した日から20日以内に行う。ただし、延滞金のある場合は、売買代金と延滞金を完納した日から20日以内に行う。
- (2) 売買代金を分割して納入する場合における初回（3回分期納入のときは第2回まで。）の売買物件の引渡しは、売買代金の納入があったつど当該納入代金に相当する数量を最高限度として引渡すものとする。
- (3) 売買物件の搬出期間は、売買物件の引渡しを終わった日（分割引渡しの場合は、初回の引渡しを終わった日）から起算する。

## 10 入札の無効

入札参加資格のない者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 11 その他

- (1) 入札は、本人又は代理人が入札の場所に出席して行うものとし、郵便又は電信による入札は認めない。
- (2) 入札者は、入札の日に入札保証金、印鑑（法人の場合は、代表者の印鑑）、及び代理人が入札する場合は委任状を持参すること。
- (3) 現地案内の日程等については、別表の「現地案内」により行う。
- (4) 会場の都合により、入札室への入室は、1社2名までとする。
- (5) 入札保証金払出領収書には、印紙税法で定める額の収入印紙を貼付すること。
- (6) 受付時間内（13時30分から14時まで）に受付を済ませてないときは、入札に参加できない。